

WEB等を活用した宿泊キャンペーン企画運営事業 企画提案募集要項

1 業務名

WEB等を活用した宿泊キャンペーン企画運営事業

2 委託業務の内容

「WEB等を活用した宿泊キャンペーン企画運営事業 業務委託仕様書」に記載したとおり。

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

4 応募資格

千葉県が実施する公募型プロポーザル方式での規定に準じ、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 応募の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 応募の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けてない者であること。
- (5) 選考委員会の委員でないこと。

5 応募期限等

- (1) 応募期限 令和元年6月25日（火）午後5時00分（必着）
- (2) 応募方法 持参又は郵送（FAX、メールでの応募は不可）
- (3) 提出物 企画提案書（正本1部、副本10部）
※「8 企画提案書作成上の注意」に沿って作成すること。
- (4) 提出先 公益社団法人千葉県観光物産協会 事業課
（ちばプロモーション協議会事務局）
〒260-0015
千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル9階

6 説明会

次の日程により説明会を開催する。出席希望者は、当日の午前9時までに電話にて予約すること。

TEL：043-225-9170

公益社団法人千葉県観光物産協会事業課（ちばプロモーション協議会事務局）

日 時：令和元年6月14日（金）午後2時00分から

場 所：公益財団法人千葉県観光物産協会 会議室

千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル9階

内 容：本募集要項及び業務委託仕様書に沿った説明及び質疑応答

※原則として、1団体あたり最大2名までの参加とする。

7 質問の受付

本件に関する質問については、FAXにて受け付ける。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けしない。質問及び回答については、「まるごとe!ちば」で公開の他、説明会出席者全員に対して告知する。

期 間：令和元年6月11日（火）～6月18日（火）

送付先：公益社団法人千葉県観光物産協会 事業課

（ちばプロモーション協議会事務局）

FAX：043-225-9198

8 企画提案書作成上の注意

(1) 様式：A4判

(2) 提出部数：正本1部、副本10部

(3) 提案書に記載する内容

ア 表紙

(ア) 宛 名：ちばプロモーション協議会会長

(イ) タイトル：WEB等を活用した宿泊キャンペーン企画運営事業企画
提案書

(ウ) そ の 他：提出年月日、住所（所在地）、氏名（社名）、代表者の氏名・
肩書きを記入し、正本には社印、代表者印を押印すること。

イ 提案事項

次の事項を網羅し、明確かつ具体的に分かる資料を添付すること。

(ア) 宿泊キャンペーン概要

①提案できるキャンペーンの概要

②旅行予約サイト内へ開設する特集ページの概要及びデザイン

③電子クーポンの詳細（数量、金額等）

本事業で設定する電子クーポン以外にも、別途1,000,000円分の電子クーポンの追加を予定している。そのため、本資料については、合算した金額で作成すること。

④販売計画

(イ) 独自の提案事項

キャンペーンの効果を高めるための独自の提案

ウ 団体概要（様式1）

エ 過去における類似業務実績

・業務概要・成果等をできるだけ詳細に書いた類似業務実績を2件程度程度記載する。

- ・概ね3年以内のものとする。
- ・記載する内容については、協議会や官公庁等からの受注に限定されない。

オ 業務の実施体制・スケジュール

- ・本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者・スタッフ数等を記載する。
- ・従事者の氏名、所属、役職、本業務上の役割、経験年数、過去の主な実績等を記載する。
- ・令和元年7月1日（月）を契約日と仮定し、精算までの実施スケジュールを記載する。

カ 見積書

- ・仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定する。
- ・見積書の項目（内訳）は、できるだけ詳細に分類して記載すること。
- ・なお、(3)－イ－(ア)－③で記した1,000,000円分の電子クーポン費用は見積書に含まないこと。

9 審査・選考方法

- (1) 選考委員会において提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査とし、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。
- (2) 選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）は、6月下旬に実施予定である。詳細については、企画提案者に別途通知する。
- (3) 評価基準

審査に当たっては、以下の基準により総合的に評価する。

ア 企画提案内容

- ・仕様書の内容を十分に理解し、成果が期待できる提案となっているか。
- ・千葉県の魅力を発信し、宿泊に結びつけるためのホームページとなっているか。
- ・優待キャンペーンを進めるための電子クーポンにかかる予算が十分確保されているか。
- ・提案内容を実現させるための十分な方策が考えられているか。

イ 業務遂行能力

- ・確実かつ効果的に業務遂行が期待できる体制となっているか。
- ・スケジュールは明確に示されており、確実に実施できるものであるか。
- ・類似業務の実績があるか、またそれは評価できる内容か。

ウ 経費の妥当性

- ・見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。
- ・8－(3)－イ－(ア)－③で示す電子クーポンの詳細については、合理的かつ最大限の効果が見込まれる内容となっているか。

エ 独自性

- ・独自の提案について、その内容は効果的であるか。

- (4) 選考結果は、応募者全員に郵送で通知する。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文章の誤脱、又は認識認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) 選考委員会を欠席したとき。
- (8) その他、審査を行うにあたって不相当と判断したとき。

11 委託契約

選定した企画案を提出した者と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和2年3月13日（金）まで
- (2) 契約に当たっての主な留意事項
 - ア 提案書及び選考委員会は、提案内容及び応募団体の審査・選考のために行うものであり、選考結果は提案内容をそのまま了承するものではなく、協議の上、必要に応じて内容の一部を変更する必要があるので留意すること。
 - イ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。
また、業務の一部の再委託について、ちばプロモーション協議会の承諾を得ずに第三者に再委託してはならない。
- (3) 委託料
 - ア 委託料の上限は3,630,000円とする。(消費税及び地方消費税込み)
 - イ 委託料には、事業終了後の完了報告書及び成果品の作成経費も含む。

12 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は必要に応じて複写する。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 その他

- (1) ちばプロモーション協議会とは
千葉県の有する多様な魅力を全国に向けて広報宣伝し、本県観光のイメージ向上を図るとともに、より多くの観光客の誘致を実現していくことにより、本県観光産業の振興と各地域の活性化に寄与することを目的として設立された団体で、観光にかかわる事業者や商工団体、農林水産団体、経済団体、

文化団体、NPO、大学、行政等により構成されている。
(事務局:公益社団法人千葉県観光物産協会、千葉県商工労働部観光誘致促進課)